

宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設ひろみ奈良の里運営規程

平成 23 年 3 月 28 日

特 養 訓 令 第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 10 月 23 日条例第 62 号。以下「居宅サービス等基準」という。）第 164 条及び第 177 条並びに愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 10 月 23 日条例第 64 号。以下「介護予防サービス等基準」という。）第 139 条及び第 156 条並びに宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則（平成 22 年規則第 6 号。以下「規則」という。）に基づき、宇和島地区広域事務組合（以下「組合」という。）が開設する老人短期入所施設ひろみ奈良の里（以下「施設」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 施設は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 9 項に規定する指定短期入所生活介護の事業によるサービス（以下「短期入所サービス」という。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること、及び同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護の事業によるサービス（以下「介護予防短期入所サービス」という。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービス又は介護予防短期入所サービス（以下「サービス」という。）の提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものでなければならない。

2 施設は、地域との結び付きを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設の名称及び所在地)

第 4 条 施設の名称及び所在地は、宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム設置及び管理に関する条例（昭和 48 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 3 条及

び第4条の定めにより、次のとおりとする。

- (1) 名 称 老人短期入所施設ひろみ奈良の里
(2) 所在地 愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良2067番地

(本体施設との関係)

第5条 施設は、条例第2条で設置する特別養護老人ホームひろみ奈良の里（以下「本体施設」という。）が、条例第4条で設置する老人短期入所施設で、居宅サービス等基準及び介護予防サービス等基準に規定する併設事業所として一体的に行う指定短期入所生活介護施設及び指定介護予防短期入所生活介護施設とする。

(職員の職種及び員数)

第6条 職員の職種及び員数は、規則第2条の定めにより、次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職 種	人 員			
	常 勤		非 常 勤	
	本体施設	短期入所施設	本体施設	短期入所施設
施設長	1	兼務		
事務職員	3	兼務		
生活相談員	1	兼務		
介護職員	19	兼務	2	兼務
看護職員	5	兼務		兼務
機能訓練指導員	1	兼務		
栄養士	1	兼務		
調理員	4	兼務	2	兼務
医師			1	兼務
宿直員			2	兼務
洗濯職員			3	兼務
清掃職員			2	兼務
介護支援専門員（兼務）	(4)	兼務		
計	35		12	

(2) 必要に応じ、施設長心得、施設長補佐、専門員、係長、主任、主査、主事、会計年度任用職員、臨時的任用職員を置くことができる。

(3) 職員は、法令に反しない限りにおいて他の職種及び本体施設の職員を兼ねることができる。

(職務内容)

第7条 職員の職務内容は、規則第3条の定めにより、次のとおりとする。

(1) 施設長は、上司の命を受け施設の管理運営全般を統轄し、施設職員を指揮監督する。

(2) 職員は、施設長の命を受け、次の職務に従事する。

職 種	職 務 内 容
事務職員	施設運営の事務に関すること、及び他の職種の事務に属さないこと。
生活相談員	利用者の生活向上のための相談、助言及びその他の援助に関すること。
介護職員	利用者の介護、日常生活上の世話及びレクリエーション等の提供に関すること。
看護職員	利用者の看護、健康管理、日常生活の世話に関すること。
機能訓練指導員	利用者の機能訓練及び指導に関すること。
栄養士	利用者の栄養管理、給食献立及び給食業務に関すること。
調理員	給食業務に関すること。
医 師	利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に関すること。
宿直員	施設の管理宿直業務に関すること。
洗濯職員	利用者の衣類洗濯、補修に関すること。
清掃職員	施設内の清掃、美化活動に関すること。
介護支援専門員	短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「介護計画」という。）の作成、その進行管理及び評価に関すること。

(3) 施設長心得を置くときの施設長心得の職務は、施設長と同様とする。

(4) 施設長補佐は、施設長を補佐し、施設長に事故あるときは、その職務を代行する。

(5) 係長又は主任は、上司の命を受けて所属職員を指揮監督する。

(6) 施設長が不在のとき代決する職員は、事務局長の承認を得なければならない。
ただし、施設長補佐又は庶務係長を置く施設については、この限りでない。

(7) 前号の規定により代決した事項が重要なもの又は特に必要と認めるものは、後閲を受けなければならない。

（職員の勤務体制等）

第8条 職員の勤務体制は、規則第4条の定めにより、次のとおりとする。

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（昭和48年条例第8号）、宇和島地区広域事務組合職員の臨時的任用に関する規則（平成21年規則第3号）、その他職員の勤務に関し定める規定による。

(2) 夜間勤務者の勤務時間は、午後4時から翌日午前9時までとし、この時間の途中に1時間30分の休憩時間を取るものとする。

(3) 夜間勤務者は、その翌日を休務とする。

(4) 早出勤務者及び遅出勤務者の勤務時間は、施設長が別に定める。

(5) 施設長は、毎月の勤務表を前月20日までに策定し、当該職員に周知するものとする。

- 2 施設は、当該施設の職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員)

第9条 施設の利用者の1日当たりの定員は、条例第5条の定めにより、指定短期入所生活介護事業の利用者及び指定介護予防短期入所生活介護事業の利用者を合わせて、10人までとする。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情等がある場合は、この限りでない。

- 2 施設は、本体併設の利用者が入院中である等、空床になっている場合は、利用者本人等の承諾を得て、その空床を利用することができる。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 利用申込者は、施設利用に同意する場合は、身元引受人と共に、組合長と短期入所サービス利用契約又は介護予防短期入所サービス利用契約を締結するものとする。

(サービスの開始及び終了)

第11条 施設は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第12条 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 施設は、規則で定める通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第 14 条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第 15 条 施設は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 施設は、居宅介護支援又は介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 16 条 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第 17 条 施設は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅・介護予防サービス計画」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

（短期入所サービスの提供の内容及び取扱方針）

第 18 条 施設が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- （1）送迎
- （2）入浴、排泄、食事等の介護
- （3）日常生活上の世話
- （4）機能訓練
- （5）保健医療サービス、その他健康保持のための措置
- （6）レクリエーション等を含むその他の福祉サービス
- （7）その他必要な相談、助言、援助等

2 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

ばならない。

- 3 施設は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、第 20 条第 1 項に規定する介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 4 施設の職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、短期入所サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 5 施設の職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下同条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 6 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 施設は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

（介護予防短期入所サービスの提供の内容及び取扱方針）

第 19 条 施設における介護予防短期入所サービスの提供の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
 - (2) 入浴、排泄、食事等の介護
 - (3) 日常生活上の支援
 - (4) 機能訓練
 - (5) 保健医療サービス、その他健康保持のための措置
 - (6) レクリエーション等を含むその他の福祉サービス
 - (7) その他必要な相談、助言、支援等
- 2 施設は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
 - 3 施設の職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、介護予防短期入所サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 4 施設の職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下同条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
 - 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 6 施設は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
 - 7 施設は、介護予防短期入所サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護

状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 8 施設は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 9 施設は、介護予防短期入所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（介護計画の作成）

- 第 20 条 介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定により作成する介護計画に用いる課題分析票は、包括的自立支援プログラム（三団体ケアプラン策定研究会方式）とする。
 - 3 介護計画の作成に当たっては、既に居宅・介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該居宅・介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 4 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付しなければならない。

（サービス提供の具体的内容）

第 21 条 施設が提供するサービスの具体的内容は、次のとおりとする。

- (1) 心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って実施
 - (2) 1 週間に 2 回以上、適切な方法による入浴又は清拭
 - (3) 心身の状況に応じた適切な方法による排泄の自立についての必要な援助
 - (4) おむつ使用者に対する適切な取替の実施
 - (5) 離床、着替え、整容その他日常生活の適切な世話
 - (6) 利用者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供
 - (7) 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練の実施
 - (8) 利用者の健康の状況に配慮した健康保持のための適切な措置
 - (9) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に基づく相談、必要な助言、その他の援助
 - (10) 適宜、利用者のためのレクリエーション行事等の提供
 - (11) 前各号のほか、必要と思われる利用中の世話
- 2 施設は、前項のサービスの提供に当たっては、その利用者に対して、利用者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
 - 3 施設は、サービスの提供に当たっては、その家族に対し、その相談に適切に応じ

るとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(通常を送迎の実施地域)

第 22 条 施設の通常を送迎の実施地域は、組合を構成する市町とする。

(利用料その他の費用の額)

第 23 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び愛媛県が定める条例によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による割合の額とする。

2 施設は、前項の規定のほか、条例及び規則の定めにより、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

(1) 食費の額 規則第 6 条第 1 項で定める次の額

ア. 組合長が定める組合の食費の額 (別表第 1)

イ. 利用者が支払う食費の額 (利用日における食費の総額 (以下「食費総額」という。))が食事の負担限度額を超える場合は、食費の負担限度額 (別表第 2) とし、食費総額が食費の負担限度額以下の場合は、食費総額とする。)

(2) 滞在費の額 条例第 15 条第 1 項及び第 3 項で定める次の額

ア. 組合長が算定した滞在費の額 (別表第 3 上段の組合の滞在費) 及び厚生労働大臣が定める平均的な滞在費の額を勘案して組合長が定める組合の滞在費の額 (別表第 3 下段の居住費等の基準費用額告示)

イ. 利用者が支払う滞在費の額 (別表第 4、滞在費の負担限度額)

(3) 利用者の希望により特別な居住環境が必要となった場合の費用 実費

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(5) 規則第 6 条第 1 項第 5 号で定める送迎に要する費用 (厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

ア. 通常を送迎の実施地域内 無料

イ. 利用者の居宅が通常を送迎の実施地域外の地域で、通常を送迎の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5 km 未満 無料

ウ. 利用者の居宅が通常を送迎の実施地域外の地域で、通常を送迎の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5 km 以上 5 km 以上の部分につき 1 km 当たり 1 0 0 円

(6) 理美容代 実費

(7) 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前項第 2 号の滞在費のうち従来型個室について、過去の利用者の負担状況等を勘案して、厚生労働大臣が定める基準 (経過措置) に該当する利用者に限り、条例第 15 条第 3 項の定めにより、居住費は多床室の額とする。

4 前 3 項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用

者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、第2項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（費用の額の変更）

第24条 施設は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる食費及び滞在費の額について、その実績額と著しい差額を生じさせないために、必要に応じて算定変更を行わなければならない。

2 施設は、前項の算定変更を行うときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、変更後の食費及び滞在費の額、並びにその根拠について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用料の軽減）

第25条 施設は、条例第16条の定めに基づき、その社会的な役割にかんがみ、生計が困難な者として市町村から軽減措置対象であることの確認証を交付された利用者が、施設に当該確認証を提示した場合は、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行わなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第26条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（サービス利用に当たっての注意事項等）

第27条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
- (4) 許可なく飲酒しないこと。
- (5) 施設内の秩序を乱す言動をしないこと。

2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、所定の手続きにより、サービスの提供の中止等の措置を行うことができる。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をした者
- (2) 故意にこの規程等に違反した者

（緊急時における対応）

第28条 施設の職員等は、利用者の体調の変化に常に気を配り、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応等）

第 29 条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに県、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 施設は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第 30 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2）虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（非常災害対策）

第 31 条 施設は、規則第 7 条の定めにより、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令の規定による設備を設置しなければならない。

2 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第 32 条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第 33 条 施設は、その提供したサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、宇和島地区広域事務組合社会福祉施設における苦情解決に関する事務取扱規程（平成 17 年訓令第 1 号）に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者から

の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 4 施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（秘密保持等）

- 第 34 条 職員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条の規定に基づき、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても同様とする。
- 2 施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止）

- 第 35 条 施設及び職員は、居宅介護支援事業者等及びその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（掲示及び広告等）

- 第 36 条 施設は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示しなければならない。
- 2 施設の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（記録の整備等）

- 第 37 条 施設は、規則第 8 条第 1 項の定めにより、次の諸記録その他重要な帳簿を整備しなければならない。
- (1) 管理に関する記録
 - ア．事業日誌
 - イ．職員の勤務状況等に関する帳簿
 - ウ．その他施設運営に関して重要な記録
 - (2) 利用者等に関する記録
 - ア．利用者名簿
 - イ．給食献立表
 - ウ．サービス計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関

する諸記録

(3) 会計経理に関する記録

ア. 介護給付費及び利用料等の請求並びに受領に関する重要な関係書類

イ. 備品台帳

ウ. その他会計経理に関して重要な記録

- 2 前項に規定する帳簿において、本体施設と施設との区分ができないもの、又は本体施設と一体で整備することが合理的であると認めるものについては、本体施設で整備することができる。

(委任)

第 38 条 この規程に定める事項のほか、施設の管理及び運営について必要がある場合は、関係法令等に反しない限り、組合長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設ひろみ奈良の里運営規程（短期入所生活介護事業）は廃止する。
- 3 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設ひろみ奈良の里運営規程（介護予防短期入所生活介護事業）は廃止する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日特養訓令第 1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日特養訓令第 2 号）

この訓令は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条及び第 7 条中「第 6 条第 1 号の表」の改正規定は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 21 日から適用する。

附 則（平成 24 年 5 月 24 日特養訓令第 3 号）

この訓令は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 3 日特養訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 7 月 2 日特養訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 2 月 4 日特養訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 26 年 1 月 13 日から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 7 日特養訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 2 日特養訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日特養訓令第 2 号）

この訓令は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日特養訓令第 2 号）
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 27 日特養訓令第 3 号）

附 則（平成 29 年 3 月 30 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日特養訓令第 3 号）
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 26 日特養訓令第 2 号）
この訓令は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 25 日特養訓令第 2 号）
この訓令は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日特養訓令第 1 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 23 条関係）

食 費	
1 食当たり	
朝 食	385 円
昼 食	530 円
夕 食	530 円

別表第 2（第 23 条関係）

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
-------	-----	--------------

1－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、 合計所得金額＋年金収入額が 80.9 万円超 120 万円以下の者等	1, 0 0 0 円
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、 合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	1, 3 0 0 円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、 合計所得金額＋年金収入額が 80.9 万円以下の者等	6 0 0 円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	3 0 0 円
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1, 4 4 5 円

別表第 3 （第 2 3 条関係）

滞 在 費

	ユニット型個室	従来型個室	多 床 室
組合の滞在費（日額）	2, 4 3 0 円	1, 2 3 1 円	9 1 5 円
居住費等の基準費用額告示（日額）	2, 0 6 6 円	1, 2 3 1 円	9 1 5 円

別表第 4 （第 2 3 条関係）

滞在費の負担限度額

所得 区分	概 要	滞在費の負担限度額（日額）		
		ユニット型 個室	従来型個室	多 床 室
1	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、課税年金収入額が 80.9 万円超 266 万円未満の者等	1, 3 7 0 円	8 8 0 円	4 3 0 円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額が 80.9 万円以下の者等	8 8 0 円	4 8 0 円	4 3 0 円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	8 8 0 円	3 8 0 円	0 円
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	2, 0 6 6 円	1, 2 3 1 円	9 1 5 円